

越谷市工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事に係る工事成績評定（以下「成績評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(成績評定の対象)

第2条 成績評定の対象となる工事は、1件の請負代金額が1,300,000円を超える工事とする。ただし、別表に定める工事については、成績評定を省略することができるものとする。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、担当監督員及び総括監督員並びに検査員とする。

(成績評定の方法)

第4条 成績評定は、別に定めるガイドラインに基づき、監督又は検査において確認した事項について行うものとする。

- 2 成績評定における工事成績の評定点は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表、細目別評定採点表及び工事成績採点表により採点するものとする。
- 3 工事における創意工夫、社会性等に関する考査項目については、受注者から創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書（第1号様式）を提出させ、当該提出された報告書の内容を審査のうえ、成績評定に適切に反映させて行うものとする。
- 4 成績評定の結果（以下「評定結果」という。）は、工事成績評定表に記録するものとする。

(成績評定の実施等)

第5条 担当監督員及び総括監督員による成績評定は工事が完成したときに、検査員による成績評定は完成検査又は完済部分検査を実施したときにそれぞれ行うものとし、評定者は、その評定結果を工事成績評定表及び工事成績採点表により総務部長に報告し、評定結果の確認を受けなければならない。

2 工事検査員が完成検査又は完済部分検査を実施した場合における工事成績評定表及び工事成績採点表は、工事検査課が保管するものとし、完成検査を実施した場合には、工事主管課がその写しを保管するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 市長は、完成検査の完了後において工事完成検査結果を受注者に通知する際、評定結果を工事成績評定結果通知書(第2号様式)により受注者に通知するものとする。ただし、当該工事において法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が完成検査日までに決定しない場合は、工事暫定成績評定結果通知書(第2号様式の2)により受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第7条 前条の規定により評定結果の通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定結果に関する説明請求書(第3号様式)を工事主管課に提出し、市長に対して評定結果についての説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定結果に関する説明請求の回答書(第4号様式)により受注者に回答しなければならない。

(再説明請求)

第8条 前条第2項の規定による回答を受けた受注者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定結果に関する再説明請求

書（第5号様式）を工事主管課に提出し、市長に対して評定結果についての再説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による再説明を求められたときは、越谷市工事成績評定審査委員会の審査を経て、工事成績評定結果に関する再説明請求の回答書（第6号様式）により受注者に回答しなければならない。

（評定結果の修正）

第9条 市長は、前2条の規定による説明請求の結果、評定結果を修正する必要があると認めるときは、速やかに当該評定結果を修正し、修正後の評定結果を工事成績評定結果の修正通知書（第7号様式）により受注者に通知するものとする。

（評定結果の確定及び通知）

第10条 市長は、第6条ただし書の規定により暫定成績評定結果書により通知を行った後、当該工事が法令遵守等に抵触しないことが明らかとなった場合又は次に掲げる措置がなされた場合は、速やかに前条に準じて評定結果を確定するものとする。

○法令遵守等の措置における減点

措置内容	点数
1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
5. 文書注意	-8点
6. 口頭注意	-5点
7. 工事関係の事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点
8. その他	-1点
9. 項目該当なし	

総合評価方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減ずる措置を行う。

※ 不履行となった評価項目が1つの場合は5点減点、2つ以上の場合は

- 1 0点減点とする。
- 2 前項により評定結果を確定した場合は、速やかに（第8号様式）により受注者へ通知するものとする。
- 3 前項による通知を受けた受注者は、第7条及び第8条に準じて、市長に対し成績評定の内容について説明を求めることができるものとする。ただし、説明を求めることができる項目は、法令遵守等における減点措置に限るものとする。

（評定結果の公表）

第11条 市長は、完成検査が完了後、速やかに工事（暫定）成績評定結果表（第9号様式）により、当該工事に係る評定結果を閲覧に供するものとする。

- 2 前項の規定により閲覧に供する期間は、完成検査を行った日の属する年度からその翌年度までの期間とする。
- 3 市長は、第1項の規定により閲覧に供するほか、完成検査に係る評定結果について、市ホームページに掲載することにより公表するものとする。
- 4 前項の規定による公表は、完成検査を行った日の属する年度の翌年度から起算して5年目の年度末まで行うものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか成績評定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に検査を実施する工事の評定について適用する。

附 則（平成 23 年 5 月 17 日総務部長決裁）

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 8 日総務部長決裁）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日総務部長決裁）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に確定した評定結果の公表について適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日総務部長決裁）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

3 附 則（令和 5 年 1 月 23 日総務部長決裁）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係） 評定を省略することができる工事

工 種 別	工 事 内 容
1. 各種修繕工事	軽微な修繕及び維持管理の工事
2. 解体工事	
3. 改修工事	防水・建具・内外装・塗装等で部分的に改修するもの
4. 設置、取付工事	防球ネット・小規模な防護柵（転落防止柵含む）・モニュメント等・二次製品的なものの取付又は設置するもの
5. 機器設置工事	機械機器・電気機器等の設置
6. 標識等の設置工事	標識（情報板含む）・カーブミラー・小規模な区画線等
7. 街路灯設置工事	小規模な道路照明・防犯灯等
8. 植栽、芝張工事	
9. その他上記に類するもので総務部長が認めたもの	

小規模とは、請負代金額500万円未満を原則とする。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負代金額	
受 注 者	
実 施 状 況	

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

越谷市長

印

工事成績評定結果通知書

下記工事の工事成績評定結果を越谷市建設工事成績評定要領第6条の規定により通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、この通知を受けた日から14日（閉庁日を含む）以内に書面で説明を求めることができます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円

工事成績評定結果

項 目	細 別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3. 3点
	II. 配置技術者	/ 4. 1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13. 0点
	II. 工程管理	/ 8. 1点
	III. 安全対策	/ 8. 8点
	IV. 対外関係	/ 3. 7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	/ 14. 9点
	II. 品質	/ 17. 4点
	III. 出来ばえ	/ 8. 5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/ 7. 3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 5. 7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/ 5. 2点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	(減点のみ)	— 点
評 定 点 計		/ 100 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を少数第一位で四捨五入して整数としている。

様

越谷市長

印

工事暫定成績評定結果通知書

下記工事は、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が工事検査日までに決定していないため、越谷市工事成績評定要領第6条ただし書きの規定により工事暫定成績評定結果を通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、この通知を受けた日から14日（閉庁日を含む）以内に書面で説明を求めることができます。

この通知後、法令遵守等の措置が決定し、越谷市工事成績評定要領第10条第2項の規定により成績評定結果が確定した場合には、この通知による評定結果は無効となります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円

工事成績評定結果

項 目	細 別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3. 3点
	II. 配置技術者	/ 4. 1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13. 0点
	II. 工程管理	/ 8. 1点
	III. 安全対策	/ 8. 8点
	IV. 対外関係	/ 3. 7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	/ 14. 9点
	II. 品質	/ 17. 4点
	III. 出来ばえ	/ 8. 5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/ 7. 3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 5. 7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/ 5. 2点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	(減点のみ)	— 点
評 定 点 計		/ 100 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を少数第一位で四捨五入して整数としている。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

越谷市長

宛

受注者

工事成績評定結果に関する説明請求書

下記の工事の成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 評定に疑問ある項目・細別
- 4 説明を請求する理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

様

越谷市長

印

工事成績評定結果に関する説明請求の回答書

年 月 日付で貴社から説明を求められました成績内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 疑問に対する回答

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

越谷市長

宛

受注者

工事成績評定結果に関する再説明請求書

下記の工事の成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 評定に疑問ある項目・細別
- 4 説明を請求する理由

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

様

越谷市長

印

工事成績評定結果に関する再説明請求の回答書

年 月 日付で貴社から説明を求められました成績内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 疑問に対する回答

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

様

越谷市長

印

工事成績評定結果の修正通知書

下記の工事成績評定結果について、修正を行ったので、越谷市建設工事成績評定要領第9条の規定により通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円

工事成績評定結果

項 目	細 別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3. 3点
	II. 配置技術者	/ 4. 1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13. 0点
	II. 工程管理	/ 8. 1点
	III. 安全対策	/ 8. 8点
	IV. 対外関係	/ 3. 7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	/ 14. 9点
	II. 品質	/ 17. 4点
	III. 出来ばえ	/ 8. 5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/ 7. 3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 5. 7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/ 5. 2点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	(減点のみ)	— 点
評 定 点 計		/ 100 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を少数第一位で四捨五入して整数としている。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

様

越谷市長

印

工事成績評定結果の確定通知書

下記のとおり工事暫定成績評定結果を確定したので、越谷市建設工事成績評定要領第10条の規定により通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円

工事成績評定結果

項 目	細 別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3. 3点
	II. 配置技術者	/ 4. 1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13. 0点
	II. 工程管理	/ 8. 1点
	III. 安全対策	/ 8. 8点
	IV. 対外関係	/ 3. 7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	/ 14. 9点
	II. 品質	/ 17. 4点
	III. 出来ばえ	/ 8. 5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/ 7. 3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 5. 7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/ 5. 2点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	(減点のみ)	— 点
評 定 点 計		/ 100 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を少数第一位で四捨五入して整数としている。

第9号様式（第11条関係）

契約番号

工事（暫定）成績評定結果表

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 工 事 主 管 課	
4 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
5 請 負 代 金 額	円
6 完成年月日 指定部分完成年月日	年 月 日
7 完成検査年月日 完済部分検査年月日	年 月 日
8 受 注 者	
9 評 定 点 合 計	点